



⚠ 注意! その動植物

「指定外来動植物」です!!

3つのチェック

- その動植物、「指定外来動植物」に指定されていない?
- その場所、飼養等(飼養・栽培・保管又は運搬)が規制された地域になってない?
- 指定外来動植物を拡げない対策(逃さない施設)の準備は大丈夫?



鹿児島県では、指定外来動植物の取扱いを規制する「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」を平成31年4月から施行しています。

条例に基づく規制は？

- 「指定外来動植物」の取扱いを規制する地域では、適切な施設で飼養等が義務付けられるほか、野外への放出等(放出・植栽・は種)が禁止されます。

規制の対象地域での飼養等はどうすればいいの？

方法

- 県の告示で規制の対象地域における指定外来動植物の「飼養等の方法」を定めています。内容をご確認の上、適切な飼養等を行ってください。

施設

- 指定外来動植物が逸走・逸出しないよう「收容施設の基準(適合飼養等施設の基準)」を定めています。要件に適合する施設で飼養等を行ってください。

※詳しくは、店頭リーフレットをご覧頂くかQRコード(鹿児島県ホームページヘルリンク)からご確認ください。



●指定外来動植物の指定状況(2021年2月1日現在)

番号	分類	指定外来動植物の種類	飼養等の方法	取扱いを規制する地域	条例に基づく規制								
					收容する施設の種類の (適合飼養等施設)								
					おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	人工池沼型施設等	網いけす型施設	屋内栽培施設	ほ場型施設	
1	哺乳類	イノシシ (リュウキュウイノシシを除く)	動植物の種類別に定められた方法での飼養等が必要	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
2	哺乳類	キュウシュウジカ		西之表市(同市馬毛島の区域を除く。), 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
3	哺乳類	ニホンイタチ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
4	哺乳類	ホンドタヌキ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
5	鳥類	インドクジャク		県内全域	●	●	●						
6	爬虫類	オキナワキノボリトカゲ		県内の区域のうち, 奄美市及び大島郡を除く区域	●		●	●					
7	爬虫類	ニホンスッポン		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
8	爬虫類	ミシシippアカミミガメ		県内全域			●	●	●	●			
9	両生類	アフリカツメガエル		県内全域			●	●					
10	汽水・淡水産魚類	カムルチー(雷魚)		県内全域			●	●	●	●			
11	汽水・淡水産魚類	グリーンソードテール		県内全域			●	●	●	●			
12	汽水・淡水産魚類	コイ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
13	節足動物	アメリカザリガニ		県内全域			●	●	●	●			
14	陸産貝類・淡水汽水産貝類	タイワンシジミ種群		県内全域			●	●	●	●			
15	維管束植物	アメリカネナシカズラ		県内全域			●				●	●	
16	維管束植物	アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)		県内全域			●				●	●	
17	維管束植物	ホテイアオイ (ウォーターヒヤシンス)		県内全域			●	●	●	●			
18	維管束植物	ボトス (オウゴンカズラ)		奄美市及び大島郡の区域			●				●	●	
19	維管束植物	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)		県内全域			●				●	●	
20	維管束植物	メリケントキンソウ		県内全域			●				●	●	

※指定外来動植物は、野外に侵入・定着すると生態系への影響が危惧される動植物です。指定種は毎年更新されますので最新の情報をご確認ください。